

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

【地域の概要・立地】

宮津市の地形は、若狭湾の西端部に沿って、おおむね北西から南東に長く延びており、ほぼ中央にある天橋立をはさんで南部地区と北部地区に二分されている。市域の約8割を山地が占め、若狭湾沿いと由良川、大手川、野田川等の河川沿いに長狭な低地が広がっている。

海岸部は、天橋立(砂嘴)を中心として美しい自然景観を見せている。市域は、リアス式海岸、砂浜等の特異な海岸景観と、その背後に位置する世屋高原、大江山連峰の山容、有数のブナ林が織りなす山容などが一体となった景観を形づくり、丹後天橋立大江山国定公園に指定され、美しい自然景観を見せている。

気候の特性としては、日本海側に位置するため、春から夏にかけては、梅雨期を除き晴天に恵まれる日が多く、気候は比較的温暖で、7月8月には真夏日が続く。10月から12月にかけては、季節雨が続き、12月から3月までは雪に見舞われ曇天が続く。気温は全体的に低く、特に1月2月には日最高気温が氷点下になる日がある。

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：宮津市地域防災計画、洪水ハザードマップ)

本市のハザードマップによると、一級河川の由良川沿いの広範囲において、0.5～3.0mの浸水が予想されるほか、二級河川の手川沿いでは、小売・サービス業や建設業等の多くの事業者が立地する市街地の広範囲で1.0～2.0mの浸水が予想されている。

(土砂災害：宮津市地域防災計画、土砂災害防災ハザードマップ)

宮津市の地域防災計画によると、市内全域の山裾近くで609箇所が土砂災害警戒区域(土石流276箇所、急傾斜地324箇所、地すべり9箇所)に指定されており、そのうち476箇所は、さらに注意が必要な特別警戒区域(土石流154箇所、急傾斜地の崩壊322箇所)に指定されている。

近年の気象災害の発生状況(平成28年度以降参考)

年月日	災害種別	被災場所	総雨量 (最高地点)	備考
H29. 8. 1	地すべり	上世屋地区 幅40m・高さ30m の山腹が崩壊し、倒 木・土砂が川に堆積	20mm/h程度 (上世屋)	7月24・25日にかけて一時的に18～ 20mm/hの降雨があった以外は、 晴天続きの状態であった中の崩 落
H29. 9. 17～18 台風18号	浸水害、強風 害、土砂災害、 洪水害	市内全域	207mm(宮津)	河川最高水位(大手川)4.13m (由良川)1.25m
H29. 10. 21～23 台風21号	浸水害、強風 害、土砂災害、 洪水害	市内全域	330mm(上世 屋)	河川最高水位(大手川)2.53m (由良川)2.24m
H30. 7. 5～8 平成30年7月豪雨	浸水害、土砂災 害、洪水害	市内全域	529mm(岩戸)	河川最高水位(大手川)4.01m (由良川)1.52m
H30. 9. 30～10. 1 台風24号	浸水害、強風 害、土砂災害、 洪水害	中心市街地	264mm(宮津)	河川最高水位(大手川)3.67m (由良川)1.12m

(地震：宮津市地域防災計画)

宮津市に大きな被害を及ぼすことが予想される活断層として「上林川断層」、「山田断層帯」、「養父断層」、「郷村断層帯」、「若狭湾内帯断層」の5つの活断層が存在する。

これらの活断層の中で最も大きな被害を及ぼすことが予想される「郷村断層帯」で震度7の地震が発生した場合、津波での被害を含め、8,930棟の家屋が全壊し、最大で810人の死者数と2,240人の負傷者数が発生する可能性がある。

(感染症：宮津市新型インフルエンザ等対策行動計画)

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

平成25年6月に策定された政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考にした想定を基に、患者数等の流行規模に関する数値が示されており、これを宮津市にあてはめると次のとおり推計されるが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得る。

新型インフルエンザ患者数の推計

病原性	中程度	重度
入院患者数	85人 (11,000人)	318人 (41,000人)
死亡者数	26人 (3,400人)	101人 (13,000人)
1日当たり最大入院患者数	16人 (2,080人)	—

※平成25年3月31日現在の人口：京都府推計値 ()内は府全体推計

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,169人
- ・小規模事業者数 910人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	130	121	市内に広く分散している
製造業	70	65	沿岸部や山間部に多い
卸・小売業	316	243	市内に広く分散している
サービス業	568	455	沿岸部に多い
その他	85	26	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 宮津市の取組

- ・宮津市地域防災計画、宮津市国土強靱化地域計画、宮津市原子力災害住民避難計画、宮津市災害時受援計画、宮津市業務継続計画、災害時職員対応マニュアルの作成
- ・警戒区域に位置する要配慮者利用施設による避難確保計画、地域住民主体による地区防災計画の各作成支援
- ・風水害防災訓練や原子力防災訓練の毎年実施。各自治会での自主訓練や参加の呼びかけ。
- ・土砂災害、国及び京都府管理河川の洪水、津波の被害想定や警戒区域のハザードマップの作成と地域配布
- ・防災行政無線やJアラート受信機の整備、メール・LINE・FAX等防災情報伝達の多重化。

2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知。
- ・事業者BCPの策定セミナーの開催。
- ・防災備品（スコープ、懐中電灯、ヘルメット）を備蓄。
- ・宮津市が実施する防災訓練への参加・協力および管内事業者への参加要請。
- ・新型コロナウイルス感染症被害に係るアンケート、ヒアリングの実施。
- ・新型コロナウイルス感染症対策支援策に係る情報提供。
- ・新型コロナウイルス感染症被害等に対する行政等への支援要望。
- ・新型コロナウイルス感染症対策支援補助金等申請に係る中小事業者への支援。
- ・当所においては、マスクの着用、共用部の使用後にアルコール消毒の徹底などに努めるほか、インフルエンザ予防ワクチン接種に対する助成、抗原検査キットの配布など、職員の感染予防に配慮している。

II 課題

現状、緊急時において宮津市と被害状況等の情報を共有するなどの協力は行っているものの、具体的な体制やマニュアルが整備・共有がされていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、当所における災害に対しての保険・共済に対する助言を行える経営支援員等の職員の不足といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、市内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルールづくりや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・市内小規模事業者に対し、災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○実施目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定支援目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
1,169	910	R6	5件	5件
		R7	5件	10件
		R8	10件	10件
		R9	10件	15件
		R10	10件	15件

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年6月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市において役割分担及び実施体制を整理、連携により次の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ①巡回経営支援時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ②会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ⑤新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

令和6年10月までに事業継続計画を策定予定

3) 関係団体等との連携

- ①関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ②感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ①小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ②当所と当市の担当部署間で、状況確認や改善点等について定期的な協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①台風による水害、震度7の地震等の自然災害が発生したと仮定し、宮津市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後、速やかに職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)
- ②国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ③感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、宮津市における感染症対策本部設置に基づき、当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ①当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ②職員自身が命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ③職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ④大まかな状況を確認し、速やかに情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地域内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地域内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地域内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地域内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れ、一定の被害状況が確認できる。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

⑤本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

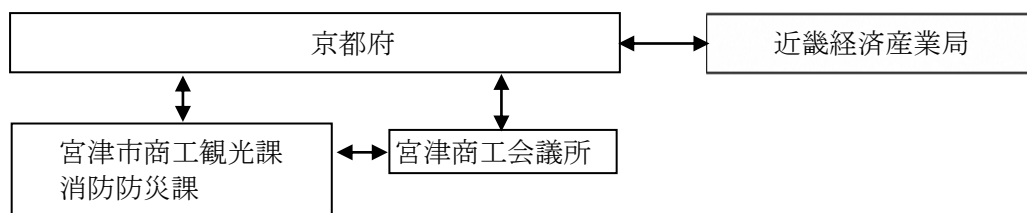
発災後～1週間	1日に2回以上、共有する
1週間～2週間	1日に1回以上、共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回以上、共有する
1ヶ月以降	必要に応じて共有する

⑥宮津市の災害対策に関する発表を踏まえ、宮津商工会議所においても必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を講じる。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ①自然災害等発生時に、地域内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③当所と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)について、あらかじめ確認しておく。
- ④当所と当市が共有した情報を、京都府へ当所又は当市より報告する。

- ⑤感染症流行の場合、国や京都府等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を京都府へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ①相談窓口の開設方法について、宮津市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国、京都府、宮津市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

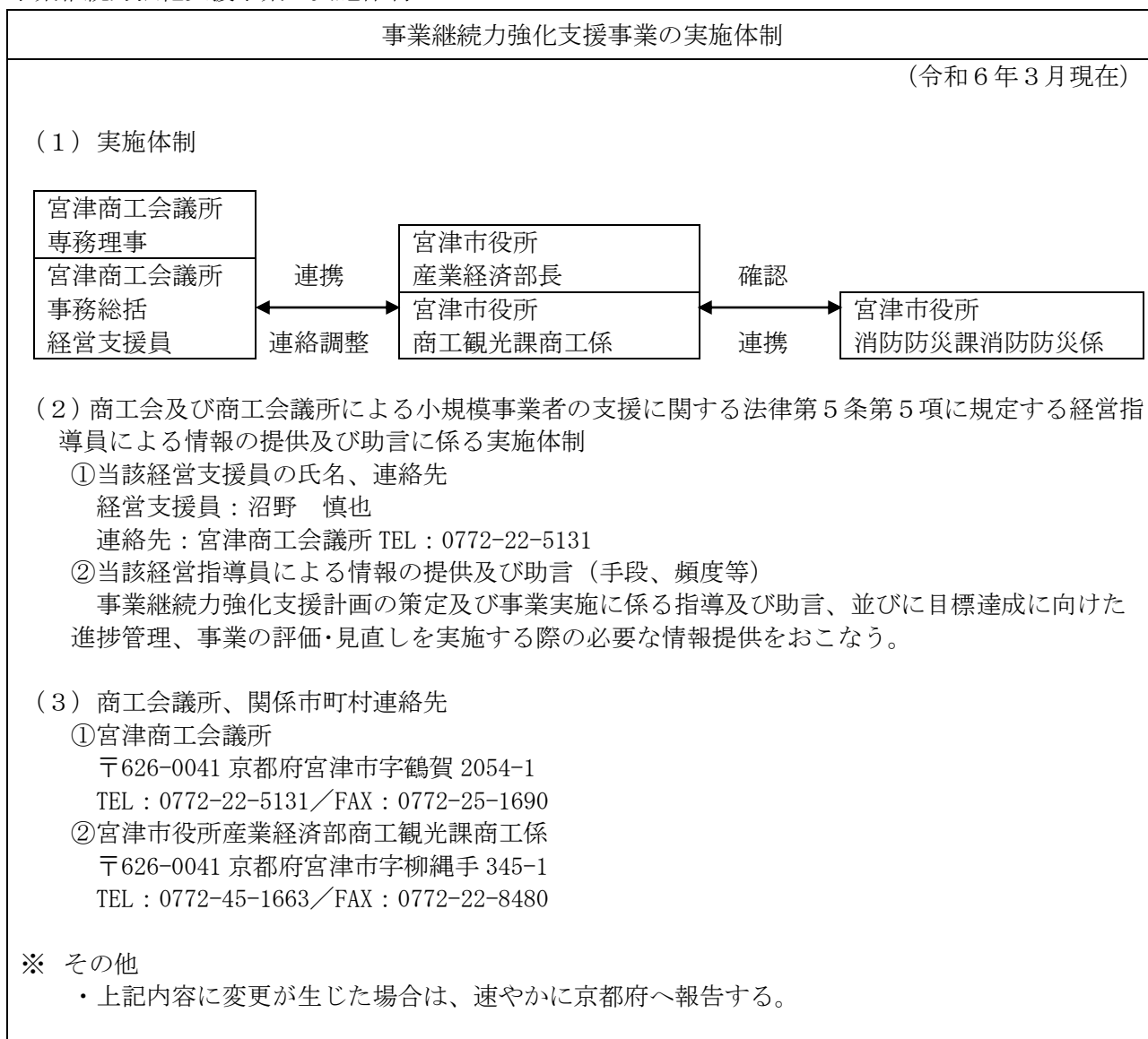
- ①国、京都府、宮津市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を京都府に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに京都府へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	250	200	200	200	200
専門家派遣費	50	100	100	100	100
セミナー開催費	150	50	50	50	50
パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、宮津市補助金、京都府補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・該当なし
連携して実施する事業の内容
・該当なし
連携して事業を実施する者の役割
・該当なし
連携体制図等
・該当なし